

建保発第151号
平成28年11月1日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合
理事長 森 長 義

被保険者等の個人番号（マイナンバー）の提出について（依頼）

晩秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当健康保険組合の事業運営について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」といいます。）については、平成27年10月から、国民一人ひとりに12桁の番号（「個人番号（マイナンバー）」といい、以下、単に「マイナンバー」といいます。）が付番され、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策の各分野で導入されているところです。

当健康保険組合においては、平成29年1月からマイナンバーを利用して事務を実施する予定です。

つきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」といいます。）第14条第1項及び健康保険法第197条の規定に基づき、事業所様を通じ、被保険者及び被扶養者のマイナンバーを提出していただくこととしますので、事業主、被保険者及び被扶養者の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

I マイナンバー制度の概要について

1 目的

国民一人ひとりに12桁の番号（マイナンバー）が付番され、社会保障・税・災

害対策の分野で分野横断的なマイナンバーを導入することにより、国の行政機関や地方公共団体などを跨いだ情報のやり取りで、同じ人の個人情報の特定・確認が確実かつ迅速にできるようになり、①国民の利便性の向上、②行政機関等での事務の効率化、③社会保障や税の負担の公平化等を図ることを目的としています。

2 制度導入スケジュール

平成27年10月～

- ・ 国民一人ひとりに住民登録している市区町村から、「通知カード」が郵送され、マイナンバー（12桁の番号）が通知されます。

平成28年1月～

- ・ 社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が開始されます。
- ・ 本人が住民登録している市区町村に申請を行うことで、「個人番号カード」が交付されます。

※ 個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写が表示され、かつ、これらの事項がICチップにも記録されます。

平成28年9月9日

- ・ 事業主様に、マイナンバーの利用の開始に伴う事務取扱についてお知らせ
 - 1 マイナンバーの収集に関する事務処理基本計画書（概要）
 - 2 厚生年金保険の適用関係届等の回付事務の廃止

平成28年9月15日

- ・ 事業主様に、被保険者等のマイナンバーの提供方法について照会

平成28年11月1日

- ・ 事業主様に、被保険者等のマイナンバーの提出について依頼（本状）

平成28年12月12日

- ・ 任意継続被保険者及びその被扶養者のマイナンバーについて、支払基金を經由して、住基ネットを運営する地方公共団体情報システム機構に照会

平成29年1月27日

- ・ マイナンバーを取得できなかった収集対象者について、支払基金を經由して、住基ネットを運営する地方公共団体情報システム機構に照会

平成29年1月～

- ・ 健康保険組合は、マイナンバーを利用して事務を実施
- ・ 国の行政機関間で情報連携が開始

平成29年7月～

- ・ 地方公共団体、医療保険者（健康保険組合等）との情報連携が開始

3 マイナンバーの取得

マイナンバーが各個人に通知されましたら、事業主は被保険者から被扶養者を含

むマイナンバーの提供を受け、健康保険組合からの依頼によって、健康保険組合に提出していただくこととなります。

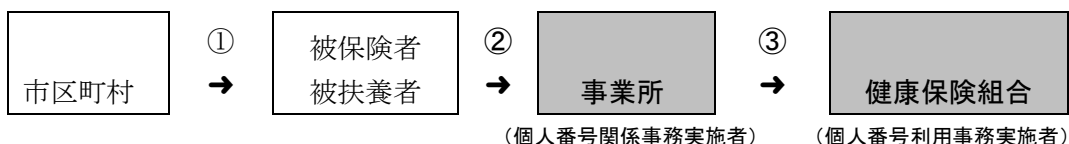
マイナンバーの運用開始後は、健康保険の各種手続の際に、マイナンバーを届書等に記載していただくこととなりますので、各種届書の様式は現在のものから変更される予定です。

健康保険・厚生年金保険の適用関係では、平成29年1月から次の様式が変更される予定です。

- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者 資格取得届
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者 資格喪失届
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額算定基礎届
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額変更届
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者 賞与支払届
- ・ 健康保険被扶養者（異動）届 等

また、適用関係以外にも、療養費、傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料（費）等の保険給付の申請にかかる手続においてもマイナンバーが利用されることが予定されています。

4 マイナンバーの受け取りから提供までの流れ



① 市区町村からマイナンバーが記載された「通知カード」が該当者の手元に届きます。(平成27年10月～)

② 被保険者がご本人と被扶養者全員のマイナンバーを事業所に提供します。

- ・ マイナンバーを取得する際は、法律の範囲内で利用目的を特定して明示しておくことになっており、明示していない目的で利用する場合は、改めて本人に通知等により明示する必要があります。

被保険者等からマイナンバーを取得する際は、必ず「健康保険に関する個人番号関係事務」に利用する旨を明示してください。

- ・ マイナンバーを取得する際は、本人確認措置として、「番号確認」と「身元（実在）確認」が必要となります。

○ 番号確認 個人番号カード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の提示（郵送の場合は写し）

※ 被扶養者の番号確認は、被保険者が行います。

○ 身元（実在）確認 個人番号カード、運転免許証やパスポート等、顔写真入りの身分証明書の提示

※ 身元（実在）確認をするまでもなく本人であることが明白な場合は、身分証明書の提示を求める必要はありません。

※ 被扶養者の身元確認は、被保険者が行います。

③ 事業所は被保険者から受けた被扶養者分を含むマイナンバーを健康保険組合に提出します。

Ⅱ マイナンバーの提出について

1 マイナンバーの取得と提出について

マイナンバーを取得する対象は、平成29年1月1日時点で当健康保険組合に加入している被保険者及び被扶養者であり、健康保険組合は、事業主様から取得させていただきます。

（平成29年1月1日以降の新規加入者は、個人番号欄がある新しい資格取得届や被扶養者異動届を用いてマイナンバーを提出していただきます。）

同様に、事業主様は、被保険者から、被保険者及び被扶養者のマイナンバーを取得し、健康保険組合に提出することとされています。

2 マイナンバーの取得の方法について

マイナンバーの取得の方法は、前記のⅠの3、4及びⅡの1をご覧ください。

3 マイナンバーの提出の方法について

(1) 平成28年9月15日付けで、事業主様に、被保険者等の個人番号の提供方法について照会させていただいたところですが、次の3つの方法のうち、ご回答いただいた方法で提出してください。

なお、ご回答いただいていない事業主様は、「①紙媒体方式」で提出をお願いすることとしますので、ご了承願います。

① 紙媒体方式

健康保険組合から、被保険者及び被扶養者の個人情報データを紙媒体でお送りしますので、個人番号記載欄に個人番号を記載して返送（提出）してください。

（注意事項）

1 被保険者の資格を喪失した者又は被扶養者でなくなった者については、

個人番号を記載しないこと。

② ターンアラウンド方式

健康保険組合から、被保険者及び被扶養者の個人情報データ（フォーマット）を電子媒体（CD-RW）でお送りしますので、別添の「ターンアラウンド方式入力方法」を参照のうえ、電子媒体の個人番号入力エリアに個人番号を入力して返送（提出）してください。

また、入力に当たって、「読み取りパスワード」及び「書き込みパスワード」を設定する必要があり、平成28年11月2日付建保発第152号で、事業主様に連絡（親展扱い）することとしています（送付日 平成28年11月1日）。

（注意事項）

- 1 被保険者の資格を喪失した者又は被扶養者でなくなった者については、個人番号を入力しないこと。
- 2 当健康保険組合から送付したデータについて、個人番号以外の項目を変更しないこと。
- 3 画面を印刷する場合は、必ず「印刷範囲の設定」を行うか、必要なページの確認・設定をしてから印刷すること。
- 4 古いバージョンのパソコンでは、対応できない場合があるので、その際は、当健康保険組合にご連絡願いたいこと。

③ ダウンロード方式

健康保険組合から電子媒体（空のエクセルデータフォームが入ったCD-RW）をお送りしますので、別添の「ダウンロード方式入力方法」を参照のうえ、事業所様の人事・給与システムから**必須項目※**を入力して返送（提出）してください。

※ 必須項目は次の項目で、③④⑤は数字コードを入力

- ① 健保記号・番号
- ② 漢字氏名（全角のみ）
- ③ 性別（男：1、女：2）
- ④ 生年月日（昭和：5、平成：7）
- ⑤ 続柄（双子、三つ子の場合のみ入力が必要、長男：31、次男：32、三男：33、長女：41、次女：42、三女：43）
- ⑥ 個人番号

また、入力に当たって、「読み取りパスワード」及び「書き込みパスワード」を設定する必要があり、平成28年11月2日付建保発第152号で、事業主様に連絡（親展扱い）することとしています（送付日 平成28年11月1日）。

(注意事項)

- 1 被保険者の資格を喪失した者又は被扶養者でなくなった者については、必須項目の全てを入力しないこと。
- 2 画面を印刷する場合は、必ず「印刷範囲の設定」を行うか、必要なページの確認・設定をしてから印刷すること。
- 3 古いバージョンのパソコンでは、対応できない場合があるので、その際は、当健康保険組合にご連絡願いたいこと。

- (2) 返送（提出）に当たっては、健康保険組合からお送りするレターパックライト※を使用していただき、平成28年11月30日（水）までに返送（提出）してください。

※ レターパックライトは、ご依頼主をご記入の上、保管用シールをはがして、郵便ポストに投函してください。追跡可能で、郵便物の配達状況を確認できます。

(参考) 事業主・加入者からの個人番号取得の法的根拠

1 番号利用法第14条第1項（個人番号提供の要求）

個人番号関係事務実施者（事業主）又は個人番号利用事務実施者（健康保険組合）は、個人番号関係事務（社会保障や税の手續）又は個人番号利用事務（健康保険組合事務）を処理するために必要があるときは、本人（従業員等）又は他の個人番号関係事務実施者（従業員、事業主）若しくは個人番号利用事務実施者（健康保険組合）に対して個人番号の提供を求めることができる。

2 健康保険法第197条（報告等）

- ① 保険者（健康保険組合）は、被保険者を使用する事業主に、第48条に規定する事項（資格の取得・喪失、報酬月額・賞与額）以外の事項に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。
- ② 保険者（健康保険組合）は、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、保険者（健康保険組合）又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。